

新宿区 投・開票所秩序保持方針

平成 28 年 4 月 1 日
新宿区選挙管理委員会決定
令和 7 年 4 月 25 日改正

新宿区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各選挙における投票所及び開票所の秩序保持について、公職選挙法第 58 条から第 60 条（同法第 74 条及び第 85 条の準用規定を含む）までの規定に基づき、以下のとおり方針を定める。

1 全体に関する事項

（1）秩序保持の義務

投・開票所においては、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為をしてはならない。

（2）撮影・録音の禁止

投・開票所内における撮影・録音は、媒体の種別を問わずしてはならない。ただし、委員会が管理運営の必要上自ら撮影する場合及び報道機関等特別に投票管理者又は開票管理者が認めた場合を除く。

なお、投票管理者又は開票管理者が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

（3）投票所内における携帯電話等を使用した通話の禁止

投票所内においては、携帯電話（スマートフォンを含む）を使用した通話をしてはならない。

ただし、投票事務に従事する職員が選挙管理委員会に連絡・報告するなど投票所運営に関して通話する場合及びその他投票管理者が必要と認めた場合を除く。

2 開票立会人に関する事項

（1）私物の取扱い

携帯電話（スマートフォンを含む）の持込みは原則として禁止する。

また、カメラ、鞆、筆記用具等の必要のない私物は、立会人席には持ち込まないこと。

立会人席で使用する筆記用具は、委員会が用意する筆記用具に限る。

- (2) 立会人の職務が終了するまでは、外部との連絡をしないこと。
- (3) 職務中であってはみだりに席を立たない。離席の必要がある場合には開票管理者に許可を求めること。
- (4) 票の点検に関する事項
 - 票の点検に際し、意見を述べることは許されるが、不必要に時間をかけるなど、遅延行為を行ってはならない。集積台の点検済みの票には手を触れないこと。
 - また、立会い中はポケットに手を入れる等の疑念をもたれる行為はしないこと。
- (5) 職務中は開票管理者の指示に従うこと。

3 開票参観人に関する事項

- (1) 参観できる者
 - ① 新宿区の選挙人名簿に登録されている者
 - ② 開票管理者が認めた報道機関の関係者
 - ③ 開票管理者が特別に認めた者に限られ、参観を認められた者は、開票管理者の指示に従うこと。
- (2) 開票の妨害の禁止
 - 開票作業中は静粛にし、大声・奇声を発するなどして開票作業を妨害してはならない。
- (3) 撮影・録音の禁止
 - 報道機関等の開票管理者が特別に認めた場合を除き、参観人席での撮影・録音は、媒体の種別を問わずしてはならない。
- (4) その他、円滑な開票事務の妨げとなる行為をしてはならない。

4 秩序保持のための処分等

- (1) 秩序を乱す行為があると投・開票管理者が判断した場合は、同管理者は当該行為者に対し当該行為を中止するよう命じる。(法60条)
- (2) 当該行為者が中止の命令に従わない場合は、投・開票管理者は同行為者に対し退出を命じる。(同条)
- (3) 上記措置をとった後においても、なお、秩序を保持し難いような場合は、投・開票管理者は、警察官への処分請求を行う。(法59条)